

修了証の再交付・書替え手続

事務所へお越しの場合

次のものをご持参下さい。

1. 修了証〔再交付・書替え〕申込書（必要事項を記入し、捺印したもの。）
2. 再交付手数料 2,100円（税込）
3. 写真1枚（30^{ミリ}×24^{ミリ}）
4. 本人確認書類（技能講習のみ・自動車運転免許証等、写しで可）
5. 印鑑
6. 氏名・生年月日などに変更がある場合は、それを証する次の書類等。
 - ① 戸籍抄本（3ヶ月以内に交付された原本）。ただし、修了証取得時から現在までの氏名等に至った変更の経過が確認できない場合は除籍謄本が必要です。
 - ② 外国人の場合は在留カード・外国人登録証。
帰化している場合は、前の①の書類。
7. 損傷した修了証

*受付場所と時間

（一社）日本クレーン協会 近畿支部 電話 072-991-3331
〒581-0081 八尾市南本町9丁目1番53号
（JR大和路線「八尾駅」下車、北口に向かい右側の階段を降りそのまま東（奈良方向）に長瀬川沿いに歩く。八尾駅から徒歩約10分）
祝祭日を除く月曜日～金曜日の9時～16時（12時～13時は除く）

現金書留にて郵送される場合

次のものを下記の送付先へお送り下さい。

- I 上記項目の 1（5.の捺印を忘れないで下さい。）、2、3、4、
6（変更ある場合）、7（損傷の場合。）
- II 返信用切手 404円（簡易書留郵送料）

*送付先

〒581-0081 八尾市南本町9丁目1番53号
（一社）日本クレーン協会 近畿支部 072-991-3331

*注；（一社）日本クレーン協会近畿支部以外で取得された修了証の再交付・書替えは当支部では出来ません。

修了証〔再交付 書替〕申込書

写真貼付
サイズ
30^{mm}×24^{mm}
下記注

講習名	該当する講習に○印を記入してください。	
		玉掛け技能講習
		床上操作式クレーン運転技能講習
		床上操作式クレーン運転技能特例講習
		小型移動式クレーン運転技能講習
		小型移動式クレーン運転技能特例講習
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
住所	〒 電話番号 () (昼間に連絡の取れる電話番号。携帯電話も可。)	
再交付又は 書替の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失 (いつ どこで 紛失の状況) 警察に盗難届等を提出された場合、その写しでも結構です。 ・損傷 ・氏名変更 ・その他 () 	

一般社団法人 日本クレーン協会近畿支部長 殿

令和 年 月 日

氏名 印

- ※ 再交付される方の印鑑をご持参ください。
- ※ 氏名・生年月日等の変更には戸籍抄本（コピー不可）を添付してください。
- ※ 写真は申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身・正面・脱帽のもので、デジタルカメラによる写真の場合は、写真用の印画紙に焼き付けたものに限ります。
- ※ ご記入された個人情報当支部が責任を持って管理し、本事務処理以外には使用いたしません。